

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

1. 基本方針

男女を問わず全ての社員が仕事と家庭をより充実し易くなるよう、CSRの観点からもトップ主導の下で引き続き積極的に取り組むこととする。

2. 計画期間

2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

3. 内容

【目標1】計画期間内に男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率を85%以上とする。

＜対策＞2025年4月～

- ① 育児休業制度及び育児目的休暇等、当社の次世代育成支援制度を男女問わず利用者拡大のため、制度周知及び啓蒙を行う。
- ② 相談窓口（人事部門）から、各種制度・手続きに関する情報提供の内容を充実させ支援・アドバイスを行う。

【目標2】フルタイム労働者一人当たりの法定時間外及び法定休日労働時間の平均が各月25時間未満とする。

＜対策＞2025年4月～

- ① 計画年休日を5日/年設定し、年次有給休暇取得を促進する。
有給休暇取得日数増加のために社内報等の活用・ショートバケーション休暇制度周知等を実施し、利用促進を図る。
- ② 定時退場日の実施。
・毎週水曜日ノー残業デーとし、管理職へフォローメールを発信及び社内報等を活用し社員へ周知を行う。